



➤ 一般事業主行動計画を立てる

一般事業主行動計画とは、子育てと仕事の両立をしやすい職場作りの計画のことで、次世代育成支援対策推進法において、101人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局への届出、公表および労働者への周知を行わなければならないと定められています。

100人以下の企業は努力義務とされていますが、企業の規模を問わず、「一般事業主行動計画」を策定することは、ワーク・ライフ・バランス導入の入り口として、従業員の意識付けや計画的推進のよいきっかけとなります。

また、P26～27の助成金は一般事業主行動計画の策定・届出、公表・労働者への周知を行っていることが支給要件となっています。

行動計画例

●●社行動計画

社員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 ○年○月○日～○年○月○日までの○年○か月

2 内容

目標1：○年○月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間○日以上とする

〈対策〉

- 年○月 年次有給休暇の現状を把握
- 年○月 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に○回実施
- 年○月 年次有給休暇の年間取得計画を策定

目標2：○年○月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 年○月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 年○月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

県内に本店を置き、常用雇用する労働者の数が100人以下の企業が、行動計画を策定し、その内容が県の定める基準を満たしている場合、県に申請を行うことにより、「子育て行動計画策定企業認証マーク」を取得することができます。

認定を受けた事業主は、働きやすい企業として社会にPRすることができ、優秀な人材確保や定着につながります。香川県では、企業名などを積極的にHPや広報紙上でPRしています。



■取得企業 98社(平成23年8月31日現在) こちらからご覧ください→ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/kosodatemark-jigyousyo.html>

▶▶ 活用しよう！助成金制度（平成23年度）

国も企業を支援しています。助成金も上手に活用しましょう。

中小企業両立支援助成金

▶ 代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の事業主に支給します。

支給対象労働者1人当たり (最初の支給に係る支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業主当たり1年度10人まで)	15万円
---	------

▶ 休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した労働者数300人以下の事業主・事業主団体に支給します。

支給限度額 (最初の支給に係る支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業主当たり1年度20人まで)	21万円
--	------

- ① 在宅講習 ② 職場環境適応講習 ③ 職場復帰直前講習 ④ 職場復帰直後講習

※ ②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、③職場復帰直前講習の支給が優先。

▶ 中小企業子育て支援助成金

平成18年4月1日以後初めて育児休業取得者が出るなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業事業主に支給します。

(平成18年度から平成23年度までの時限措置。平成23年9月30日までに育児休業が終了した労働者が対象)

	支給額
1人目	70万円
2人目から5人目まで	50万円

▶ 継続就業支援コース

平成23年10月1日以後に育児休業が終了した者が初めて出たなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業事業主に支給します。

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

申請・問合せ先 香川労働局雇用均等室 TEL. 087-811-8924

両立支援助成金

▶ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近隣地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事象主団体に、その費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

	助成率
① 設置費	大企業 2 分の 1、中小企業 3 分の 2 上限：2,300 万円
② 増築費	2 分の 1 上限：2,300 万円
③ 運営費	1 年目～5 年目：大企業 2 分の 1、 中小企業 3 分の 2 6 年目～10 年目：3 分の 1 上限：それぞれの型の運営により異なる
④ 保育遊具等購入費	10 万円を控除した額 上限 40 万円

▶ 子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給します。

少なくとも小学校就学前（100 人以下企業にあっては 3 歳）までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務を導入し、小学校 3 年生までの子を養育する利用者が生じた場合。

企業規模	1 人目	2 人目以降※
100 人以下企業	70 万円	50 万円
101 人～300 人企業	50 万円	40 万円
301 人以上企業	40 万円	10 万円

※ 5 年間、1 企業当たり延べ 10 人まで（100 人以下企業は 5 人まで）

申請・問合せ先 香川労働局雇用均等室 Tel. 087-811-8924

その他の認証マークやキャンペーンなど

▶ 次世代認定マーク「くるみん」



趣旨・内容 一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることを示すマーク。

申請資格 一般事業主行動計画で定めた目標を達成し、男性の育児休業等取得者がいる等の一定の要件を満たしていること。

問合せ先 香川労働局雇用均等室 Tel. 087-811-8924

■ 県内の認定企業 ユニ・チャームプロダクツ株式会社、株式会社富士通四国システムズ、香川医療生活協同組合、四国電力株式会社、医療法人圭良会、株式会社トーカイ、医療法人社団五色会、株式会社百十四銀行、国立大学法人香川大学、財団法人三宅医学研究所、大豊産業株式会社（認定順）（平成 23 年 8 月 31 日現在）

▶ カエル（Change）かがわキャンペーン



趣旨・内容 労働時間の短縮に向けた取組みや柔軟な勤務体制を導入、また、導入しようとする企業等を「カエルチャレンジ企業」として募集し、その取組み内容等をホームページで紹介。

申請資格 県内の企業・事業所及び団体で、働きやすい職場環境づくりのため、労働時間の短縮に向けた取組みや柔軟な勤務体制を導入し、また、導入しようとしていること。

問合せ先 香川県商工労働部労働政策課総務・労政グループ Tel. 087-832-3365

■ 県内の登録企業 医療法人吉翔会吉本歯科医院、みんなの笑顔応援団有限責任事業組合、有限会社大同、株式会社パック三樹、アビリティセンター株式会社、株式会社レガン、株式会社フタガワフーズ、株式会社石井、大和リース株式会社高松支店及び四国テボ工場、城北建設株式会社、リック株式会社高松営業所、特定非営利活動法人わははネット（登録順）（平成 23 年 8 月 31 日現在）